

## 登米市入札契約暴力団等排除要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、登米市が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）の契約から暴力団等からの不当な介入を排除し、もって登米市が発注する建設工事等の適正な履行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計の業務をいう。
- (3) 物品調達等 物品の調達又は役務の提供を受けることをいう。
- (4) 入札参加資格 市が発注する建設工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に規定する一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格をいう。
- (5) 指定業者 入札参加資格を有する者をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (8) 暴力団関係者 暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。
- (9) 不当介入 市が発注する建設工事等の受注者に対して行われる、当該契約の履行に関する不当要求（事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）及び妨害（契約の適正な履行を妨げる行為をいう。）をいう。

### (指名停止措置等)

第3条 市長は、指定業者が発注する建設工事等（平成20年登米市第69号。以下「指

名停止基準」という。)別表第12項第1号から第8号までに掲げる指名停止事由に該当すると認められるときは、指名停止基準に基づき指名停止等により、入札参加資格の制限をするものとする。

(下請負等の禁止)

第4条 市長は、前条の規定による指名停止の期間中の者(以下「指名停止者」という。)及び宮城県警察本部から指名停止基準別表第12項第9号の指名停止事由に該当する旨の通報を受けた者を建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。)となることを認めないものとする。

2 市長は、建設工事等の受注者が指名停止者及び宮城県警察本部から指名停止基準別表第12項第1号から第8号までの指名停止事由に該当する旨の通報を受けた者を下請負人又は再受託者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができるものとする。

3 前2項の規定は、指名停止者を構成員とする特定建設工事共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第5条 市長は、契約書の定めるところにより、受注者が指名停止基準別表第12項第1号から第8号までの各号に該当すると認められる場合には、当該契約の解除ができるものとする。

(不当介入に対する措置)

第6条 市長は、特記仕様書等により、受注者に対し、暴力団員及び暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)による不当介入を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)及び市長に報告を行うことを義務付けるものとする。

2 市長は、受注者の下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたときは、特記仕様書等により、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、受注者に指導を求

めるものとする。

- 3 市長は、受注者又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、適切に警察への通報等及び市長への報告が行われたと認められる場合にあつて、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。
- 4 市長は、受注者が第1項の警察への通報等及び市長への報告を怠ったことが確認されたときは、指名停止基準に基づき指名停止の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、本要綱の運用にあたっては、警察等捜査機関との密接な連携のもとに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第6条の規定は、平成20年11月1日以後に入札公告をしたもの又は指名通知したものについて適用する。